~消費税(インボイス)対応の記帳の仕方について~

手書き記帳の方



- 〇 消費税課税事業者(インボイス発行事業者を含む)で一般課税の方は、消費税の申告を行うために 記帳の際には以下のような注意が必要となります。
 - ① 領収書や請求書の適用税率を確認の上、取引を標準税率(10%)と軽減税率(8%)、非課税 等に区分して記帳する。
 - ② インボイス発行事業者以外からの取引【1回あたりの取引金額が1万円未満のもの(少額特例) や3万円未満の公共交通機関による旅客運送など、帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用が受けられるものを除く】は「80%控除対象」などと記載する。
 - ※ 少額特例は、基準期間(前々年)の課税売上高が1億円以下又は特定期間(前年の1月~6月) における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用できます。
 - ※ 3万円未満の公共交通機関による旅客運送の場合は、帳簿の摘要欄に通常必要な事項に加え、 例えば「公共交通機関」と記載します。また、3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品購入等に関しては「自販機」、「ATM」と記載します。(会計ソフトの方も同様です)



【経費帳記入例】

<u>仕 入</u>

令和〇年		協善商	金額	
月日		110 女	現金	その他
×	Δ	白色商事 ×月分日用品 (O)	88, 000	
×		白色商事 ×月分食料品(O ※)	43, 200	
×	×	白色物産 ×月分雑貨(O ☆)	33, 000	
\sim	~~~~		••••••	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

帳簿記載事項
 ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 ②課税仕入れを行なった年月日
 ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容
 (軽減税率の対象品目である旨)

(経過措置の適用を受ける課税仕入れで ある旨)

④課税仕入れに係る支払対価の額

- ※ 日用品として 88,000 円、食料品として 43,200 円、雑貨として 33,000 円。摘要欄に「※」と記載 することにより「軽減税率(8%)の対象品目である旨」を表記しています。 また、「☆」は「80%控除対象である旨(インボイス無し)」を表記しています。
- ※ 〇:課税取引 △:非課税取引 ×:不課税取引 ※:軽減税率対象品目
 ☆:80%控除対象(インボイス無し)
 →帳簿の欄外等に記載しておきます。
- O 記帳するとともに消費税課税取引計算書を、普段作成している月別総括集計表や試算表とは別に作成してください。

作成の仕方でご不明な点がある方は、お早めにご相談にお越しください。 以下にファイルを添付しますので印刷してご利用ください。なお、申告会事務所にも備え付けてお りますので、必要な方はお申し付けください。

<u>※消費税課税取引計算書(一般用) (PDF)</u> <u>※消費税課税取引計算書(不動産用)(PDF)</u> <u>※消費税課税取引計算書の書き方 (PDF)</u>

〇 消費税課税事業者(インボイス発行事業者を含む)で簡易課税を選択している(する)方は、売上 等の取引がどの事業区分に該当するかを記帳しておく必要があり、摘要欄に第一種事業を「一」、第 二種事業を「二」などと記帳する工夫が必要です。また、軽減税率の対象となる売上の場合は「※」 と記載し、帳簿の欄外に「※:軽減税率対象品目」を記載しておきます。 2. 会計ブルーリターンAをご利用の方

ブルーリターンAの消費税対応設定等について

(一般課税で申告する方)

		入力設定・取引の入力方法(税区分・インボイス無し欄)			
課税事業者の方 (令和5年10月1日以降イ ンボイス発行事業者含む)		 ・入力設定の確認 入力前に 10 初期設定→事業情報設定→消費税設定→対応する と設定 されていることを確認してください。 課税方式は一般課税を選択します。 ・入力時の「税区分」欄の選択 課税 取 引:「1課税10%(軽減8%)」 非課税取引:「0:非課税」 不課税取引等:「8:税外等」 ・「インボイス無し」欄の選択 			
		条件	「インボイス無し」欄の選択		
		インボイス有	空欄のまま		
		税込1万円未満の課税仕入 (インボイスの有無を問わず)			
		税込1万円以上の課税仕入れ (インボイス無し)	「無し」を選択		
免税事業者の方	年の途中からインボイ ス発行事業者になる方	 ・インボイス発行事業者登録日前日までは、当年分を入力する前に 10初期設定→事業情報設定→消費税設定→対応しない に設定して入力します。 ・インボイス発行事業者登録日より ・インボイス発行事業者登録日より 消費税設定で対応する に設定を変更し、上記「課税事業者の方」と同じ入力をします。 なお、登録日前日までの入力済みの取引は全て8:税外等で自動入力 されます。 			
	インボイス発行事業者 にならない方	特に設定変更はありません。従来通りの入力をします。			

○ 簡易課税制度を選択している場合は、10初期設定において課税方式を簡易課税とし、売上に関

- する「税(事業)区分」について入力をします。 例)サービス業(第5種)10%取引の売上の場合 税区分は「5:課税10%」を選択します。
- ブルーリターンA以外の会計ソフトをお使いの方は、販売元のホームページなどで設定方法をご確認ください。

3. 2割特例について

〇インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方は令和5年10 月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間(令和5・6・7・8年の4回適用可能)において2割特例(注)の適用を選択することができます。

○記帳方法については、選択している計算方式(一般・簡易)に対応した記帳を行う必要があります。
 ○ 2割特例の計算方法

売上に係る消費税額から、売上税額の8割(仕入税額)を差し引いて納付税額を計算できます。 (計算イメージ)

1年間の売上が660万円(内消費税10%分60万円)の場合

60万円(売上税額)×80%=48万円(仕入税額)

60万円(売上税額)-48万円(仕入税額)=12万円(納付税額)

※ 売上について標準税率分(10%)軽減税率分(8%)分の両方がある場合はその区分が必 要となります。